

「出前講座」事業の概要について

1 趣 旨

小中学校及び教育研究団体等が開催する、教科活動や校内研修・公開研究会などの事業活動に、必要となる専門的人材(講演・講座講師、公開研究会助言者)の派遣又は派遣人材情報の提供の要請に応え、教育の向上に寄与するものとする。

2 対象範囲及び事業内容

- (1) 対象範囲は、小中学校、学校PTA団体、教育研究団体、その他の機関団体
- (2) 主催者において報酬の支給を伴わない講演・講座における講師の派遣
- (3) 主催者において報酬の支給を伴わない公開研究会の助言者等の派遣
- (4) 人材派遣のために必要となる主催者及び派遣対象者との連携・調整

3 事業経費

講師及び助言者の派遣旅費については、空知教育センターが措置する。

4 学校及び教育研究団体等の留意事項

出前講座開催に伴う派遣者(講演講師・助言者等)との連絡及び研修内容の確認・準備等は、直接学校及び教育研究団体等から行うものとする。

(例) 出前講座における動向・研修内容・資料の増刷・使用機材の有無など

5 空知教育センターの措置事項

- (1) 派遣依頼を受諾する者が、現職の教職員及び市町指導主事の場合は、その者が所属する長を通じて、空知教育センターが派遣依頼する。
- (2) 派遣依頼を受諾する者が、常勤していない教員又は退職者等の場合は、直接その者に対して、空知教育センターが派遣依頼する。
- (3) その他派遣手続きに関連して疑義が生じた場合は、その都度空知教育センターが学校長及び教育研究団体の代表者と連絡調整して対処するものとする。
- (4) 出前講座終了後、講師・助言等を行った者(派遣受諾者)に対して、空知教育センターが速やかに派遣旅費を支給する。

空知教育センター
TEL0125-22-1371